

対象者

	対 象 要 件	受給要件を証明する書類
①	生活保護を受けている	証明書類の提出は不要
②	令和7年度に生活保護法に基づく保護の停止又は廃止を受けた世帯	
③	令和7年度（令和6年中）の市町村民税が非課税の世帯	確定申告・町府民税の申告を済ませている場合は、証明書類の提出は不要。
④	令和7年度（令和6年中）の世帯全員の合計所得金額が認定基準額以下の世帯	令和7年1月1日に太子町に住民票がなかった場合、令和6年中の所得がわかる書類が必要。
⑤	①～④に該当しないが、特別な事情のため経済的に困っている世帯 《特別な事情の例》 ・生計を維持している方の傷病、死亡、失踪、失業や業績の悪化、離婚などで著しく収入が減ってしまった ・家族の病气、けがなどのため多額の治療費を必要としている	医師の診断書、離職証明書、再就職先の給与明細等の状況を確認できる書類。 ※世帯全員の状況を証明できることが必要